

2011 年 1 月 31 日

国際会計基準審議会 御中

意見募集「発効日と移行方法」へのコメント

我々は、国際会計基準審議会（IASB）が、2011 年に公表予定の数本の新しい IFRS について、関係者が変更のペースとコストを管理するのに役立つような導入計画の策定を検討していることに感謝するとともに、意見募集「発効日と移行方法」に対するコメントの機会を歓迎する。

全般的なコメント

1. 日本では、2010 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から、一定の要件を満たす上場企業の連結財務諸表に IFRS の任意適用が認められている。また、2012 年を目途に、上場企業の連結財務諸表に IFRS の適用を強制するかどうか判断される予定である。仮に 2012 年に強制適用が決定された場合、少なくとも 3 年の準備期間において、非常に多くの企業が 2015 年又は 2016 年から新たに IFRS を適用することになると考えられる。
2. これらの初度適用企業のスムーズな IFRS へ移行は、当該企業のみならず、利用者などの市場関係者にとっても非常に重要である。また、世界における IFRS のプレゼンスを高めることにもつながると考えられる。
3. このため、我々は、初度適用企業の負担や混乱を軽減するために、発効日及び早期適用の要求事項について既存の適用者とは異なる取扱いを認めることが不可欠であると考ええる。
4. 一方、初度適用企業ではなく既存の適用者となる日本企業は多くないと考えられるが、新しい要求事項の発効日と早期適用に関する質問（Q5 及び Q6）についてもコメントしている。我々は、新たな基準は財務報告を改善すると考えられることから、早期に適用が可能なものから段階的に発効させるべきであると考え。すべてのプロジェクトの発効日を、適用に時間を要するプロジェクトに合わせた場合、他のプロジェクトの財務報告の改善を必要以上に遅らせることになるため、単一日アプローチは好ましくない考える。

各質問に対するコメント

意見募集に提示されている質問に対する我々のコメントは次のとおりである。

背景情報

- Q1. この意見募集に回答する企業（又は個人）について説明してください。例えば、
- (a) 主として財務諸表の作成者、監査人、又は投資者、債権者若しくは財務諸表のその他の利用者（規制者及び基準設定者を含む）のいずれなのかを述べてください。また、主として作成、利用又は監査する財務情報が、IFRSなのか US GAAP なのか、あるいはその両方なのかを述べてください。
 - (b) 財務諸表の作成者の場合には、主な事業、規模（従業員数又は他の関連性のある指標）、及び証券を取引所に上場しているかどうかを記述してください。
 - (c) 監査人の場合には、事務所の規模と、業務の主な対象が公開企業なのか、未公開企業なのか、あるいはその両方なのかを示してください。
 - (d) 投資者、債権者又は財務諸表のその他の利用者の場合には、職能（買手側／売手側／規制当局／信用アナリスト／融資担当者／基準設定者）、投資の視点（ロング（買）、ロング／ショート、株式、債券）、及び専門としている業界を記述してください。
 - (e) 新 IFRS 案のそれぞれにどの程度の影響を受けそうなのか、及びその影響の原因となる要因（例えば、財務諸表の作成者は自らの事業にとってのその取引の頻度又は重要性を説明するかもしれないし、投資者及び債権者は自分がフォローしている特定の業界にとってのその取引の重要性を説明するかもしれない）を記述してください。

5. 我々は日本の会計基準設定主体である。我々は現在、日本基準と IFRS のコンバージェンスを進めている。

新しい要求事項への移行の準備

- Q4 すべての新しい要求事項を対象とする広範な導入計画の文脈で考えた場合に、各プロジェクトについて提案されている移行方法に同意しますか。同意しない場合、どのような変更を提案しますか。その理由は何ですか。特に、変更案の利点とそれらが新しい報告要求に適応するためのコストに与える影響を説明してください

い。

6. 保険契約及びリースについては、契約時に遡及することが可能な企業に対しては、遡及処理を認めるべきである。
7. 保険契約で提案されている移行方法によると、既存契約の残余マージンがゼロとなり、移行日後の契約との比較可能性が損なわれる。我々は、移行時に何らかの方法でみなし残余マージンを算定すべきであると考えている。
8. 退職後給付の遡及処理には同意しない。現行 IAS 第 19 号において、回廊アプローチを用いて数理計算上の差異を遅延認識し、数理計算上の差異の償却額を棚卸資産の原価に含めている場合、棚卸資産の遡及計算の負担が大きい。

新しい要求事項の発効日と早期適用

- Q5 この意見募集の対象である基準のすべてを対象とする全体的な導入計画について考える際に、
- (a) 単一日アプローチと段階的アプローチのどちらが良いと思いますか。その理由は何ですか。良いと思うアプローチの利点と欠点は何ですか。良いと思うアプローチは、どのように導入コストの軽減又は他の便益をもたらしますか。そうした便益の源泉（例えば、規模の経済性、混乱の最小化、シナジー効果など）を説明してください。
 - (b) 単一日アプローチにおいて、「はじめに」で示したプロジェクトが 2011 年 6 月までに完了すると仮定した場合、強制発効日はどのようにすべきでしょうか。また、それはなぜですか。
 - (c) 段階的アプローチにおいて、新 IFRS の時間的配列（又はグルーピング）はどのようにすべきですか。また、各グループについての強制発効日はどのようにすべきでしょうか。それはなぜですか。
 - (d) 他のアプローチが実行可能でかつ好ましいと思いますか。そう思う場合には、そのアプローチとその利点を説明してください。

(a)に対するコメント

9. 我々は段階的アプローチの方が良いと考える。新たな基準は財務報告を改善すると考えられることから、早期に適用が可能なものから強制適用を求めるべきである。

10. 段階的アプローチを採用した場合、毎年のように新たな基準の遡及（又は限定的遡及）処理が必要となり、作成者の負担が大きくなるという懸念がある。しかしながら、以下に述べる単一日アプローチの問題点も考慮し、我々は段階的アプローチを推奨する。
11. すべてのプロジェクトの発効日を、保険や金融商品（減損手法）などの特に適用までに時間を要するプロジェクトに合わせた場合、他のプロジェクトの財務報告の改善を必要以上に遅らせることになる。したがって、単一日アプローチは好ましくない。
12. また、新たな会計基準の適用に伴い、企業はシステム対応や会計プロセスの変更が必要となる。さらに、新たな会計基準の適用にあわせて、企業は経営戦略や取引慣行を見直す可能性がある。このように企業が対応すべき課題は多いが、単一日アプローチを採用した場合、多数の基準についてこれらの対応が同時期に集中することとなり、運営上のリスクが高くなる。また、これらの対応を行うための資源が不足する懸念がある。この観点からも、段階的アプローチの方が望ましいと考える。
13. 日本では、1990 年代後半から 2000 年代前半にかけて、会計制度の国際化を目的とした一連の会計基準の大規模な改正を経験している。このときには、複数の基準¹が段階的に導入され、新基準への移行は概ね円滑に行われた。こうした経験を踏まえ、この意見募集の対象である基準の導入についても、段階的アプローチを推奨する。

(c)に対するコメント

14. 以下に段階的アプローチが採用された場合の各基準の強制発効日を示している。これは各基準の時間的配列を示すための例示であり、必ずしも当該日付でなければならないことを意味するものではない。なお、これは各基準が予定通り 2011 年 6 月までに完成することを前提としている。
15. **その他の包括利益の項目の表示**については、適用に向けた準備の負担が比較的小さいことから、2012 年 1 月 1 日以後開始する事業年度からの強制適用とすべきである。
16. **公正価値測定、連結、金融商品（フェーズ 1：分類及び測定）、金融商品（フェーズ 3：ヘッジ）、退職後給付**については 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度からの強制適用とすべきである。**連結**と**共同アレンジメント**は相互に関連していることから、両者の発効日を合わせるべきである。
17. **金融商品（フェーズ 1：分類及び測定）**については、金融商品（フェーズ 2：減損手

¹ 例えば、連結財務諸表、キャッシュ・フロー計算書、研究開発費、退職給付、税効果、金融商品、固定資産の減損処理などに関する会計基準である。

法)の発効日に合わせるべきとの見解があることは承知している。しかし、19 項に記載のとおり、金融商品(フェーズ 2)については長期の準備期間が必要と考えており、金融商品(フェーズ 1)の発効日をこれに合わせた場合、公表日から発効日までの期間が非常に長くなってしまう。一方、金融商品(フェーズ 1)が金融商品(フェーズ 2)より先に強制適用となっても大きな問題は生じないと考えられる(例えば、償却原価に分類される金融資産の減損には、IAS 第 39 号の債権の減損規定を適用すればよいと考えられる)。したがって、金融商品(フェーズ 1)と金融商品のその他のフェーズの発効日を合わせる必要はないと考える。

18. **顧客との契約から生じる収益**(以下「**収益**」という。)については、複数要素契約や工事契約の会計処理の変更などの準備に時間を要すると考えられることから、2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度からの強制適用とすべきである。また、**収益**と**リース**は、区分されるサービス要素の取扱い等の点で相互に関連していることから、両者の発効日を合わせるべきである。
19. **金融商品(フェーズ 2: 減損手法)、保険契約**については、システム対応やデータの蓄積等に多大な時間を要すると考えられることから、2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度からの強制適用とすべきである。

Q6 IASB は、強制発効日の前に新 IFRS の一部又は全部を採用する選択肢を企業に与えるべきですか。賛成又は反対の理由は何ですか。どの IFRS についてですか。早期適用についてどのような制約(もしあれば)を設けるべきですか(例えば、同時に適用すべき関連した要求事項はありますか)。

20. 新たな基準は財務報告を改善すると考えられることから、原則として早期適用を認めるべきである。
21. しかし、比較可能性の観点から、早期適用を認める期間は限定すべきである(例えば、強制発効日と早期適用可能日の間隔は 2 年以内とする)。
22. また、早期適用する場合には、以下のとおりプロジェクト間の関連を考慮する必要があると考える。
- 連結と共同アレンジメントは同時に適用すべきである。
 - 収益とリースは同時に適用すべきである。

国際的なコンバージェンスの考慮

Q7 IASB と FASB が両者の類似の基準について同じ発効日と移行方法を要求することに賛成ですか。賛成又は反対の理由は何ですか。

23. IASB は IFRS と US GAAP との整合性よりも、IFRS 間の整合性や IFRS 適用企業のコスト・ベネフィットを優先させるべきであるが、比較可能性の観点から、IFRS と US GAAP の取扱いを可能な限り合わせることが望ましい。

IFRS の初度適用企業に関する考慮

Q8 IASB は IFRS の初度適用企業に対して異なる適用日及び早期適用の要求事項を認めるべきでしょうか。賛成又は反対の理由は何ですか。賛成の場合、採用についての異なる要求事項はどのようなものとすべきですか。また、それはなぜですか。

24. 日本では、2010 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から、一定の要件を満たす上場企業の連結財務諸表に IFRS の任意適用が認められている。また、2012 年を目途に、上場企業の連結財務諸表に IFRS の適用を強制するかどうか判断される予定である。仮に 2012 年に強制適用が決定された場合、数多くの企業が 2015 年又は 2016 年から新たに IFRS を適用することになると考えられる。
25. これらの初度適用企業のスムーズな IFRS へ移行は、当該企業のみならず、利用者などの市場関係者にとっても非常に重要である。このような状況を踏まえ、Q8 に対する以下のコメントは、既存の適用者を前提とした Q5 や Q6 に対するコメントとは異なり、作成者の実務面への配慮を最も重視したものとしている。
26. 初度適用企業にとっては、本意見募集の対象となる新たな基準への対応に加え、本意見募集の対象となっていない既存の基準にも対応する必要がある、負担が非常に重いことから、適用日に関して既存の適用者とは異なる取扱いを認めるべきであると考え。
27. 初度適用企業が短期間に 2 度の変更を行うことになると、当該企業にとって過度な負担となるばかりでなく、財務諸表利用者にも混乱が生じると考えられることから、既存の適用者が早期適用できない場合であっても、初度適用企業に対しては早期適用を認めることが不可欠である。なお、当然ながら、初度適用企業がある基準を早期適用する場合にも、Q6 に対するコメント（22 項）での指摘したように、プロジェクト間の関連を考慮する必要がある。
28. また、早い時期（例えば 2012 年）に初度適用する企業が新規及び改訂版の一部又は

全部の採用を一定期間遅らせることも認めるべきである。こうした配慮により、より多くの企業が早期に IFRS を任意適用することにつながると考えられる。

29. 上記の取扱いに対しては、既存の適用者と初度適用企業、及び、初度適用企業間の比較可能性が損なわれるとの批判が考えられる。しかし、多くの法域で IFRS の採用又は IFRS へのコンバージェンスが行われつつあるという環境下では、初度適用企業がスムーズに IFRS へ移行できることが優先されるべきであり、初度適用企業について柔軟な取扱いをすることが必要であると考ええる。

* * * * *

我々のコメントが、IASB の今後の審議に貢献することを期待する。

野村 嘉浩

企業会計基準委員会 委員